

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則 (義務教育課)

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (特別支援教育課)

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (教育管理課)

### 教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育管理課)

ページ

一

二

二

二

三

## 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表高校教育課の項中「高校総合支援係」の下に「高校入試係」を加え、同表特別支援教育課の項中「特別支援教育企画係」を「教育企画係」に、「発達障がい教育係」を「教育支援係」に改め、同表教育財務課の項中「施設第一係」を「整備推進係」に、「施設第二係」を「特別支援学校整備係」に改める。

第三条の表教育総務課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の二を次のように改める。

(課内室の設置及び分掌事務)

第三条の二 教育総務課に本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教育総務課の項第十九号から第二十一号までに掲げる事務とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中  
を  
に改める。

六、七七八人
三五九人
八九人
七人
三八七人
三、九四一人
一八三人
四五人
四人
二〇〇人

  

六、六五三人
三五三人
八六人
九人
三七九人
四、〇一〇人
一八五人
四六人
五人
一九七人

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十二条中「総合的な探究の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

別表岐阜県立岐阜豊学校の部中

理容科  
情報処理科

理容科  
情報処理科  
ビジネス科

に改め、同表岐

岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校の部中

普通課

普通科

に改

める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「は、」の下に「文書管理システム（公文書規程第二条第十号に規定する文書管理システムをいう。次項において同じ。）を利用する回議にあつては押印す

る文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては」を加え、同条第二項中「ときは、」の下に「文書管理システムを利用する回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては」を加え、「を押さなければ」を「の押印をしなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「起案」の下に「、回議、決裁」を加える。

第十条の三の見出し中「電子メール」を「電子文書」に改め、同条第一項中「電子メール」を「電子文書」に改め、同条第二項中「電子メール」を「電子文書を受信した場合」に、「すべき」を「の」に改め、同条第三項中「電子メール」を「電子文書」に改める。

第十一条の二第一項を次のように改める。

文書の供覧は、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は、当該文書の余白に「供覧」の文字を記載し、又は供覧用紙（別記第五号様式の二）を用いて行うものとする。

第十一条の二第四項中「供覧文書を」の下に「文書管理システムを利用しないで」を加える。

第十一条の三中「受けた文書」の下に「紙の文書に限る。」を加える。

第十一条の四第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムを利用して訂正する場合は、この限りでない。

第十六条第二項中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等（署名又は認印の押印（文書管理システムにおいて行う押印に相当する処理を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければ」に改め、同条第五項中「文書」の下に「紙の文書に限る。」を加え、同条第八項中「には、」の下に「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を加え、「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名しなければ」に改める。

第二十二条中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等をしなければ」に改める。

第二十四条第二項中「起案用紙の「公印」欄の「要・不要」の文字を で囲む」を「起案文書の「公印」欄に要又は不要の区分を表示する」に改める。

第三十一条の四（見出しを含む。）中「電子メール」を「電子文書」に改める。

第三十二条の二第一項を次のように改める。

文書の供覧は、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は、当該文書の余白に「供覧」の文字を記載し、又は供覧用紙（別記第五号様式の二）を用いて行うものとする。

第三十二条の二第四項中「供覧文書を」の下に「文書管理システムを利用しないで」を加え、「、軽易な」を「軽易な」に改める。

第三十二条の三中「受けた文書」の下に「紙の文書に限る。」を加える。

第三十三条第二項及び第三十五条第三項中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等をしなければ」に改める。

第三十八条ただし書中「電子メールに限る。」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社